

証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

平成 16 年 2 月 2 日改正

平成 18 年 1 月 30 日改正

平成 19 年 1 月 22 日改正

平成 21 年 10 月 5 日改正

株式会社日本証券クリアリング機構

項 目	具体的対応	備 考
1 . 通常取引証拠金	<p data-bbox="248 671 1541 794">(1) クリアリング 機構が当日のSPANリスク・パラメーター・ファイルを <u>17時を目途として</u>作成できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前日のSPANリスク・パラメーター・ファイルを使用して証拠金計算を行う。 ・ この場合、クリアリング 機構から下記の内容をFAXにより清算参加者に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> □ <u>16時15分</u>時点で当日のSPANリスク・パラメーター・ファイルの作成が完了していない場合、その旨を <u>16時15分</u>過ぎに連絡。 □ その後、<u>17時</u>までに当日のSPANリスク・パラメーター・ファイルが作成できた場合は、直ちに当該ファイルを清算参加者標準端末（以下「CMF 端末」という。）等にアップロードするとともに、当日の証拠金所要額の計算において当該ファイルを使用する旨を連絡。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他社清算参加者は自らを指定清算参加者とする非清算参加者に連絡する。 ・ 委託分の受入証拠金の計算における計算上の損益額の計算は当日の先物取引の清算値段を利用して行う。

項 目	具体的対応	備 考
	<p>□ 一方、<u>17時を目途として</u>当日のSPANリスク・パラメーター・ファイルの<u>作成が見込めない場合</u>は、当日の証拠金所要額の計算において前日のSPANリスク・パラメーター・ファイルを使用する旨を<u>16時45分過ぎ</u>に連絡。併せて、前日のSPANリスク・パラメーター・ファイルについて、日付部分<u>及び先物取引の清算値段の部分</u>を<u>当日の数値に修正したうえで</u>、CMF端末等にアップロードを実施。</p>	
<p>(2) SPANリスク・パラメーター・ファイルはあるが証拠金所要額の計算ができない場合</p>		
<p>a クリアリング機構が清算参加者の自己分の証拠金所要額を計算できない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、前日の証拠金所要額を適用する。ただし、清算参加者が証拠金所要額を正しく計算できるときなどクリアリング機構が適当と認める場合には、あらかじめクリアリング機構に連絡した上で、清算参加者が計算した額を当日の証拠金所要額として適用することができる。 ・ クリアリング機構からは下記の内容をFAXにより清算参加者に連絡。 <ul style="list-style-type: none"> □ 18時時点でクリアリング機構が当日の自己分の証拠金所要額計算が完了していないときには、その旨を18時過ぎに連絡。 □ その後、18時30分までに自己分の証拠金所要額計算ができた場合には、直ちに当該証拠金所要額ファイルをCMF端末にアップロードするとともに、アップロードした旨を連絡。 □ 一方、18時30分までに自己分の証拠金所要額計算ができな 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者が計算した額を当該清算参加者自己分の証拠金所要額とする場合は、18時45分までにその額をクリアリング機構にFAXにより申告する。

項 目	具体的対応	備 考
b 非清算参加者が自己分の証拠金所要額を計算できない場合 c 清算参加者又は非清算参加者が委託分の証拠金所要額を計算できない場合	<p>かった場合には、前日の証拠金所要額を適用する旨を 18 時 30 分過ぎに連絡。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前日の証拠金所要額を適用するため、清算参加者に対しては前日の所要額を申告する。 原則として、前日の証拠金所要額を適用する。ただし、顧客が証拠金所要額を正しく計算できるときなど清算参加者又は非清算参加者が適当と認める場合には、顧客が申告した額を当日の証拠金所要額として適用することができる。 	
(3) 清算参加者が証拠金所要額を時限までにクリアリング 機構に申告できない場合		
	<ul style="list-style-type: none"> 状況を勘案しながら個別に対応する。この場合、清算参加者はあらかじめ時限までに申告できない旨をクリアリング 機構 (03-3665-1381) に連絡する。 	
(4) 証拠金所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合		
a 清算参加者の自己分の証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> 証拠金所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合には、クリアリング 機構から清算参加者に対して 18 時 30 分までに F A X によりその旨を連絡する。 その後、クリアリング 機構が清算参加者に通知した自己分の証拠金所 	

項 目	具体的対応	備 考
<p>b 委託分の証拠金所要額</p>	<p>要額について、当日の19時までに正しい額を再通知できる場合、当該再通知した証拠金所要額を適用する。なお、再通知したときには、ｸﾞﾘｯﾌﾟ 機構から速やかに再通知した旨をFAXにより清算参加者に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方、当日の19時までに正しい額を再通知できない場合には、原則として、当初ｸﾞﾘｯﾌﾟ 機構が清算参加者に通知した額を証拠金所要額として適用する。ただし、あらかじめｸﾞﾘｯﾌﾟ 機構に連絡した上で、以下に掲げるいずれかの方法により清算参加者が計算した額を当日の証拠金所要額として適用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> 前日のSPANリスク・パラメーター・ファイルを使って計算した額 前日の証拠金所要額 ｸﾞﾘｯﾌﾟ 機構が自己分の建玉を正しく把握していないことが明らかな場合で、清算参加者が建玉を正しく把握し、証拠金所要額を正しく計算できるときには、清算参加者が計算した当該額 ・ 清算参加者が上記に基づいて計算した額を証拠金所要額とする場合には、19時15分までにｸﾞﾘｯﾌﾟ 機構にFAX（03-3666-0971）により当該証拠金所要額を申告する。 ・ 委託分については、原則として、清算参加者又は非清算参加者が顧客に通知した額を証拠金所要額として適用する。ただし、清算参加者又は非清算参加者が適当と認める場合には、以下に掲げるいずれかの額を当日の証拠金所要額として適用することができる 	

項 目	具体的対応	備 考
	<p>る。</p> <p>前日のSPANリスク・パラメーター・ファイルを使って 計算した額</p> <p>前日の証拠金所要額</p>	
<p>(5) C M F 端末の全部又は一部に障害が発生している場合</p>		
<p>a SPANリスク・ パラメーター・ファ イルが取得できない 場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当日のSPANリスク・パラメーター・ファイルをCMF 端末、 クリアリング 機構ホームページその他の手段により取得することがで きない場合は、前日のSPANリスク・パラメーター・ファイル を使用することができる。ただし、前日のファイルを使用して計 算できる証拠金所要額は清算参加者の委託分及び非清算参加者分 についてのみとし、清算参加者の自己分については、クリアリ ング 機構が計算した額を適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ C M F 端末障害の場合 は、クリアリ ング 機構から F A X により、左記の 対応方をその都度連絡 する。(他社清算参加 者は非清算参加者に連 絡する。)
<p>b 清算参加者からク リアリ ング 機構への証拠金 所要額の申告が行え ない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ C M F 端末を利用できる清算参加者は、C M F 端末を利用して行 う。C M F 端末を利用できない清算参加者については、F A X (03-3666-0971) により報告する。 	
<p>c 自己分の証拠金所 要額の確認ができな い場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリアリ ング 機構から F A X により自己分の証拠金所要額を通知す る。 	

項目	対応	備考
2 . 緊急取引証拠金		
	<p data-bbox="248 363 1637 435">(1) クリアリング 機構が緊急取引証拠金所要額を計算できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前日の清算参加者自己分の証拠金所要額以上の額を預託する。 ・ この場合、クリアリング 機構から下記の内容を FAX により清算参加者に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> □ 12 時 30 分時点で緊急取引証拠金所要額計算が完了していないときには、その旨を 12 時 30 分過ぎに連絡。 □ その後、13 時までには緊急取引証拠金所要額が計算できた場合には、直ちに当該ファイルを C M F 端末にアップロードするとともに、アップロードした旨を連絡。 □ 一方、13 時までには緊急取引証拠金所要額が計算できなかった場合には、前日の清算参加者自己分の証拠金所要額以上の額を預託していただく旨を 13 時過ぎに連絡。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実上、追加預託は発生しないこととなる。
	<p data-bbox="248 1013 1637 1134">(2) クリアリング 機構が通知した緊急取引証拠金所要額に誤りがある又は誤りがあるおそれが強い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日の 13 時までには正しい緊急取引証拠金所要額を再通知できる場合には、当該再通知した証拠金所要額を適用する。なお、再通知したときには、クリアリング 機構から清算参加者に対して再通知後速やかに F A X により連絡する。 	

項目	対応	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 一方、当日の13時までに正しい緊急取引証拠金所要額を再通知できない場合には、前日の自己分の証拠金所要額を緊急取引証拠金所要額として適用する。なお、このときには、クリアリング機構から清算参加者に対して13時過ぎにFAXにより連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事実上、追加預託は発生しないことになる。
(3) CMF 端末障害の場合		
	<ul style="list-style-type: none"> 取引証拠金の預託が不足している清算参加者に対してのみ、FAXにより当該不足額を連絡する。この場合、クリアリング機構から清算参加者に対してあらかじめFAXにより連絡する。 <p style="text-align: right;">以上</p>	

* このプランは、従来、株式会社東京証券取引所において定められていた「証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プラン」について、東証先物・オプション取引に係る清算機関の変更（平成16年2月2日）に伴う所要の改正を行い、クリアリング機構が制定したものです。

* 平成18年1月30日に清算システムのリプレースに伴い、所要の改正を行っています。

* 平成19年1月22日にコンティンジェンシー・プラン発動時の「委託分の受入証拠金の計算における計算上の損益額の計算における清算値段の取扱い」に関する明確化等を行っています。

* 平成21年10月5日に東証オプション売買システム Tdex+の稼働に伴い、当日のSPANリスク・パラメーター・ファイルの配信が後倒しとなることから、前日のSPANリスク・パラメーター・ファイルを使用する連絡時限・判断時限の後倒し等を行っています。